



唐口徹
Toru Karakuchi

産業行政と 発注行政、 いいね!

矢 継ぎ早の制度改革である。先月号で触れたように国土交通省の設計労務単価の引き上げは、産業行政を百八十度転換させるものであったが、引き続き同省は直轄工事について低入札価格調査基準価格の改定に踏み切った。これは発注行政の英断である。

産業行政が予定価格の引き上げにつながる設計労務単価を改定し、発注行政は競争エリアの下限を引き上げた。予定価格には上限拘束性があるので、新年度から国の直轄工事においては上限も下限も引き上げられることになったわけだが、それを産業行政と発注行政とが呼吸を合わせて取り組んだことに意義がある。

アンスを一切与えなかった。
建設業の利益構造は、現場の粗利益である完成工事総利益から管理部門の人件費などの一般管理費を差し引いて営業利益を算出する。その営業利益から金融取支などの営業外利益を差し引くことにより経常利益を出し、さらに法人税などを引いて純利益とする。その意味で営業利益率は利益構造の基点になるものだが、建設業の平均営業利益率は、たったの1%（財務省「法人企業統計調査」二〇〇八年）に過ぎない。〇八年以降、さらに業績は悪化しているわけだから1%でも利益があった時代はまだ幸せだったのかもしれない。最新のデータは、そろそろ怖い数字になっている可能性が強い。

この1%産業に対して、「一般管理費等」に利益相当が織り込まれているとあって、それを引き上げることについて利益の誘導だと批判する声が出るはずがない。ましてや今回の三〇%から五五%への引き上げは、一般管理費支出実績が五五%以上の企業の場合、工事成績評定点が高く、本社支店社員給与が一般管理費の二五%程度を占めており、その比率相当分を引き上げ幅にしているという論拠もある。

一般管理費は、諸経費、管理部門の本支店人

平成五（一九九三）年に、指名競争入札から一般競争入札に切り替わったことは「九〇年ぶりの大改革」と言われたが、それ以降、公共発注者は「指名」という発注権を失ってしまった。この大改革は産業行政が断行したもので、それ以降、産業行政と発注行政との間はぎくしゃくし、疎遠になったと言われている。その意味では二〇年ぶりに、建設業界に影響力のある、国土交通省の二つの行政が呼吸を合わせて、公共工事の競争環境改革に踏み込んだのである。

「等」ゆえ消極的だったが、 改訂へ踏み込む

低入札価格調査基準価格の中でも、今回改訂された「一般管理費等の割合」は、最も手のつけにくい項目であった。低入札調査基準価格は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の四項目に設定された「割合」で計算された額の合計額に一・〇五を掛けて算定するものだ。平成二十年四月、二十一年四月、二十三年四月と三度改訂されてきたが、それはいずれも現場管理費の割合であった。直接工事費、共通仮設費はそれぞれ九五%、九〇%と最初から高率に設定されているので、平成二十年改訂で

件費、技術開発費などが中心だが、本支店社員給与が含まれていなかったのは、意外な感じもするが、少なくとも今回の改訂は、その修正をしたことでも有意義であろう。

今回の改訂は、低入札価格調査基準自体で考えると、それまでの八六%から八八%へと引き上げたにすぎないという。下限がわずか二%改善されたに過ぎないのだが、予定価格の引き上げとなる設計労務単価の改定と抱き合わせになることで、公共工事の競争環境は大きく改善され、安値競争に歯止めをかけるものになるであろう。産業行政と発注行政の英断で、安値競争の弊害を一扫したわけで、それを本物にするためには、建設業界全体の対応力が問われている。

「意見交換会」も 官民一緒にやろうの機運

こうした流れの中で、今年度も日本建設業連合会と地方整備局などの共催による「公共工事の諸課題に関する意見交換会」が五月十四日の関東地区からスタートしたことは、実にタイムリーである。この原稿を書いている時点ではまだ数カ所の地区だけだが、例年よりも官民が一緒にやろうという機運が強く伝わって

六〇%とした現場管理費を七〇、八〇%と引き上げて、ダンピング抑止対策としてきたのだ。

今回の四度目の改訂は、平成二十年に三〇%と設定された「一般管理費等」を初めて見直しで五五%としたものであり、だからこそ発注行政の転換を示していると思うのだ。役所の表現には、句読点一つの付け方まで意味があると言われるが、実はこの項目だけが「等」というあいまいな表現になっているが、それにも大きな、重い意味がある。その「等」には、利益相当分（三%と言われているが）を織り込んでいるからである。

だからこそ、国土交通省はこれまで「一般管理費等」の見直しには消極的だったのだと思う。その項目を引き上げることにより、応札者の利益を引き上げるといって穿った批判が起るのでは、と考えて腰が引けてきたように思うのだ。昨年、特にくじ引き入札合戦にあえぐ地方建設業界を中心に低入札調査基準価格の引き上げを求める声が高まった。全国建設業協会傘下の地方協会が毎年秋に行っている国土交通省との地方ブロック会議でも、「一般管理費等の三〇%引き上げ」の要望が各地区で何度も強く出されたが、当局は「引き上げる」という言質やニュ

る。交換される意見の内容が生産的なのである。設計労務単価、一般管理費等の改訂という一歩も二歩も踏み込んだ官側の入札契約制度改革。それに呼応するように日建連が直ちに①適切な価格での下請契約の締結②適正な受注活動の実施③就労管理システムの構築——の三本の矢を放ち、業界を挙げて取り組む姿勢を示した。その直後の「意見交換会」だからこそ、生産的な内容へと話が弾むのではなからうか。

「公共投資の減少、競争の激化、安値受注、低賃金、若年者の入職減という、いまは負のスパイラルになっている。これを正のスパイラルにする必要がある」（森北佳昭関東整備局長）

「南海トラフ巨大地震が迫っており、いかに減災するかが最大の課題だ。産学官が力を合わせて対応しなければならぬ」（梅山和成中部整備局長）

「受発注者は対立軸ではなく、発注者、行政、設計者、施工者を『共同事業者』として国民に良好な社会資本を提供する、対等なパートナーシップの関係」（谷本光司近畿地方整備局長）
いままでの逆風を押し返そうという意欲と勢いが感じられる言葉でないか。フェイスブックがあれば、「いいね!」と打ち込みたい。

